【建設交通部】

L ENCLUM 1	
件名	住宅課の対応について
	住宅課は府営住宅に防犯カメラを設置しているが、違法行為
申立概要	について対応する気配がない。
【受理 2.6.10】	この件に関して、住宅課に、防犯カメラの映像から違法行為
	者の特定と再発防止の対応を求め、事情聴取を依頼したが、音
	信不通となっていた。その後、住宅課から返信があったが、そ
	の内容は不合理な説明と責任回避に終始していると判断せざ
	るを得ない。なぜ映像記録を見ても違法行為の記録がないのか
	を調査願いたい。
	以下のとおり確認した。
確認事項	住宅課は、申立人の指定する時間帯の防犯カメラ映像を保存
【通知 2.10.6】	し、映像を確認したところ、申立人の言う違法行為者と思われ
	る人物の行動等は、確認できない状態であったとしている。
	また、当日の状況や当該人物の心当たりについて、住宅課が
	聞き取りを行ったが、当該人物の特定には至っていない。
	今後、申立人の言う違法行為者への対応は、警察に委ねるこ
	ととしている。